

国の出先機関改革における四国知事会としての今後の対応について

24.2.4 臨時四国知事会議 4県知事合意事項

1 これまでの検討経緯

○国の出先機関のブロック単位の地方移管に向けた議論が進展する中、平成22年度の四国知事会議において、高知県知事から、広域的な受け皿のあり方などについて検討を行う「事務レベルの検討会議の設置」を提案。以降、「四国4県広域連携部長会議」において、国の議論の動向に留意しながら、移管業務や受入体制のあり方などについて検討を重ねてきた。

2 今後の対応について 【合意事項】

○国において現在、出先機関の原則廃止に向けて、具体的な制度設計を進め必要な法案の今国会提出に向けた作業が本格化していることを受けて、これまでの検討状況も踏まえ、四国知事会として今後どのような対応を図っていくのか協議を行うため、2月4日に臨時の四国知事会議を開催した結果、以下の方針に基づき、今後4県が一致して取り組みを進めていくことについて合意をした。

○今後は、まずは各県の2月議会において今回の合意事項の趣旨等を説明し、理解を得たうえで、国に対して正式な意思表明を行っていく。

改革に取り組む基本姿勢

四国にとって効果的なものから、スピード感を持って取り組む。

(1) 移管対象機関

まずは、各県の産業振興施策との総合化により効果的な政策展開が可能となる、「四国経済産業局」の丸ごと移管を求める。

なお、第二段階として、「中国四国地方環境事務所」や「中国四国農政局」の移管について、中国地方知事会との十分な連携を前提に、併せて検討を進めていく。

(2) 受入体制

国が新たに法整備を行う特例制度に則った四国広域連合（仮称）を、出先機関の受け皿として四国4県で設立する。

(3) 移管を目指す時期

移管の第一弾に手を挙げている関西広域連合や九州地方知事会と同時期である平成26年度中の受け入れを目指して取り組む。

(4) 広域連合への持ち寄り事務

経済産業局の関連業務のほか、広域的に連携し実施することが効果的な四国における共通課題について、持ち寄り事務を検討していく。